

防衛大人権侵害裁判を支援する会

支援する会ニュース

第15号

2020.1.16

発行／防衛大人権侵害裁判を支援する会

〒812-0044 福岡市博多区千代 4-29-50 エルビービル 6階 福岡平和フォーラム内

TEL 092-633-3745 / FAX 092-633-3310

Mail peace@fukuoka-forum.jp

★福岡高裁控訴審日程決まる！

日時－ 3月4日（水）16時00分（開廷）～

法廷－福岡高等裁判所1105号室（10階）84名

***事前説明会（従来の報告会）今回は法廷が始まる前に開催**

- ・日時－14時30分～15時30分
- ・会場－県弁護士会館2階大ホール（14時00分から入室可）

誘いあって参加ください！

★審理を重ねた事実を無視する不当な判決！防大暴行 国の責任認めず！

昨年10月3日福岡地裁「101号法廷」で判決言い渡しがありました。内容は「防衛大学校が導入している学生同士の指導（学生間指導）が行き過ぎて暴力が起きたと指摘する一方、同大学校側が暴力を予見することは難しく、安全配慮義務違反はない」と、原告の請求を棄却。これまで一つ一つ具体例を持って審理されてきたものを無視する極めて不当な判決です。

原告青年は判決後の報告会で「納得できない」「極めて不当判決」と不満をあらわにしました。弁護団の赤松秀岳弁護士も「防衛大の学生間暴力の実態を直視していない」と指摘し、弁護団としても、「本日の判決は、防衛大学校における、学生間指導に伴う、防衛大の安全配慮義務を一般論として認めているものの、学生間の暴力等の実態を全く踏まえず、結局、安全配慮義務を有名無実化するものである。・・・弁護団は、本日の判決を、日常的に暴力行為が横行している防衛大の現状を追認するものとして、強く糾弾する」という声明を発しました。



★「公正な審理と公正な判決を求める要請書」署名のとりくみ

- * 署名一公正な審理と公正な判決を求める要請書
- * 署名趣旨一下記掲載
- * 提出先一福岡高等判所
- * 集約先一支援する会事務所

「公正な審理と公正な判決を求める要請書」趣旨

2019年10月3日、福岡地方裁判所(足立正佳裁判長)は、「本件発生当時の具体的状況等に照らすと、本件各行為が発生する具体的な危険性があったとは認められず、教官らにおいて、本件行為の端緒を認識し、その発生を予見するなどして、本件各行為を回避することは困難であったから、教官らの対応が安全配慮義務に違反するまでということはいくことはできない。」と、原告の請求を棄却しました。

私たちは、地裁で審理された、大学当局の資料や加害学生および教官らの証言などから、本件発生の「予見」も「回避」も十分にできたと確信します。

(1)判決も、学生間指導での粗相ポイント制と罰ゲームは「伝統的なものとして用いられ」ていたこと、そして「殴る、蹴るなどの暴力が」起こっていた、と認定し、加害学生や教官も「学生間指導を体験した」と証言していました。これらから大学内の「暴力やいじめ」は原告が入学以前から「伝統的」につづいており、「指導の名を借りて暴力や理不尽な対応等の行き過ぎた指導をする者が現れることも、容易に想定できる。」(判決 p73)ことで、具体的危険性はあったと、考えるのが自然です。

(2)原告の母親は、原告への「暴力やいじめ」の事実と防止について繰り返し教官に電話しています。また、学生アンケート(28年8月)では、粗相ポイント制・罰ゲームを殆どの学生が見たり、聞いたりしています。そんななか、「適宜、情報を共有し、連帯する体制をとっていた」、教官らが、本件端緒の認識も、発生と回避の予見もできなかったことは不自然です。

いじめ、暴力、パワハラ、セクハラなどは人間の尊厳を蹂躪する重大な犯罪として社会あげて根絶に取り組んでいます。防衛大学校でも根絶されるべきです。

貴裁判所に、公正な審理と国民の理解が得られる公正な判決を要請します。

※現在署名に取り組んでいます。「公正な審理と公正な判決」を求める声を裁判官に届けます。ご協力いただきますようお願いいたします。

★いじめ、暴力、パワハラ、セクハラなどは人間の尊厳を蹂躪する重大な犯罪

防衛大人権侵害裁判は、2016年3月18日、福岡県内に住む元男子学生が、防衛大学校の学生寮(神奈川県横須賀市)で起きた暴行事件を巡り、「上級生らからいじめを受け、大学側も適切な対応を怠った」として、国と上級生ら学生(8人)に慰謝料など計約3697万2380円(学生1400万円・国2297万2380円)の賠償を求めるものです。国(教官)については「暴行を認識しつつ、助けたり予防したりする対策をとらなかった」として安全配慮義務違反を訴えています。

元学生8人に対する地裁の判決では、いじめ・暴行を認定し、加害学生に賠償命令(7人)が下されました。いじめ、暴行が蔓延していることが指摘されました。

昨年12月4日には、同じ防衛大で、元学生の男性が在学中に上級生などから受けたいじめが原因で精神的に追い詰められ、うつ病や適応障害を発症し、当時の上級生一人に計約4500万円の損害賠償を求めた訴訟の第一回口頭弁論が神奈川県横浜地裁でありました。暴行が蔓延していることは福岡地裁で明らかとなっています。

<事務局投稿>

■「他国防衛」のため「命をかける」(賭命義務)教育内容へと変貌する自衛隊

「安保法制」施行から4年が経ちました。安倍首相は、安保法制で自衛隊の任務が大きく変わったにもかかわらず、自衛官にその任務を「宣誓」することをしていません。自衛隊の任務が大きく変わったにもかかわらず、他国防衛のために命をかける自衛官が果たしているのでしょうか。

自衛官の幹部を送り出す「防衛大学校」が、今大きく変わろうとしている実態は、まさに「他国防衛」のため「命をかける」(賭命義務)教育内容へと変貌してきているのではないのでしょうか。

「自衛隊」を「戦う軍隊」とするために、いま自衛隊が、防衛大学校の教育内容が大きく変貌しようとしています。その先に、安倍首相が目論む「憲法9条に自衛隊明記を」の野望が見え隠れします。

防大生は、自衛隊法第53条及び自衛隊法施行規則第40条に則り、入隊時に以下のような宣誓書に署名捺印をする事が義務付けられています。これは防衛医科大学校学生又は陸上自衛隊高等工科学校生徒と同様です。

私は防衛大学校学生たる名誉と責任を自覚し、日本国憲法、法令及び校則を遵守し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、知識をかん養し、政治的活動に関与せず、全力を尽して学業に励むことを誓います。

ちなみに、自衛官の「宣誓」は、自衛隊法3条に基づく「自衛隊の任務」-「自衛隊の任務は我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため直接侵略及び間接侵略に対し、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たる者とする」となっています。

つまり、自衛官は、「日本への直接・間接侵略からの防衛のために」のみ、「賭命義務」のある宣誓を求められているということです。言い換えると、安倍政権が4年前、国民の多くの反対の声を無視して強行採決した「安保法制(戦争法)」集団的自衛権の行使＝他国等防衛」という項目の「主要任務(本来任務)への追加」は、自衛隊法が定める自衛隊の本来任務ではありません。自衛隊法第3条2項の1号・2号が掲げる「周辺事態」でも「国際社会の平和」でもありません。

従って、安倍政権は自衛隊法第3条の自衛隊の任務規定を改定するだけでなく、それに基づく自衛官の「宣誓」を改めて求めなければならないこととなります。

安倍首相は自衛官にその「宣誓」を問うことをしていません。海外での武力行使に道をひらく「安保法制＝集団的自衛権の行使」は、まさに自衛官の命にかかわる問題です。

安保法制は一旦廃止し、日本の安全保障はどうあるべきか、日本国憲法の平和主義のもとで論議していかなければなりません。

●裁判・報告会

期 日	開 催 日 時	法 廷	報 告 会	備 考
第 1 回	2016年 5月23日(月)	地裁303号法廷	リーガルク	
第 2 回	2016年 7月11日(月)	地裁303号法廷	リーガルク	
第 3 回	2016年10月 4日(火)	地裁303号法廷	市民セ	結成総会
第 4 回	2016年12月 6日(火)	地裁303号法廷	みくに	
第 5 回	2017年 3月 6日(火)	地裁301号法廷	市民セ	
第 6 回	2017年 6月19日(月)	地裁301号法廷	市民セ	
第 7 回	2017年 9月 4日(月)	地裁301号法廷	みくに	
第 8 回	2017年10月16日(月)	地裁301号法廷	九州キリスト教	第2回総会
第 9 回	2017年12月11日(月)	地裁301号法廷	キリスト教中	
第10回	2016年 2月20日(火)	新館1号法廷	みくに	
第11回	2018年 4月25日(火)	地裁108号法廷	—	
第12回	2018年 4月26日(水)	新館1号法廷	九州キリスト教	
第13回	2018年 5月28日(月)	地裁301号法廷	パインビル	
第14回	2018年 6月14日(木)	地裁301号法廷	みくに	
第15回	2018年10月19日(金)	地裁101号法廷	—	個人・結審
第16回	2018年10月25日(木)	地裁101号法廷	六本松キリスト福音教会	第3回総会
第17回	2018年11月16日(金)	地裁101号法廷	六本松キリスト福音教会	
第18回	2019年 1月17日(木)	地裁101号法廷	六本松キリスト福音教会	
判 決	2019年 2月 5日(火)	地裁101号法廷	天神スカイホール	
第19回	2019年 3月13日(水)	地裁101号法廷	県弁護士会館	
判 決	2019年10月 3日(火)	地裁101号法廷	県弁護士会館	第4回総会
高裁提訴	2019年10月16日(水)	高裁控訴	福岡高等裁判所	

●ニュースの発行

準備号	2016年 9月10日	8号	2018年 3月15日
1号	2016年10月21日	9号	2018年 5月15日
2号	2016年12月19日	10号	2018年 6月 8日
3号	2017年 4月 3日	11号	2018年 7月13日
4号	2017年 8月 1日	12号	2018年11月16日
5号	2017年10月 1日	13号	2018年12月19日
6号	2017年11月24日	14号	2019年 2月12日
7号	2018年 1月15日	15号	2020年 1月16日

◆財政支援カンパ

<p>⊕郵便振替</p> <p>名 称／防衛大人権侵害裁判を支える会 口 座／01750-5-145369</p>	<p>⊕労働金庫</p> <p>名 称／防衛大人権侵害裁判を支援する会 事務局長 前海満広 口 座／九州労働金庫福岡県庁前支店 6725504</p>
---	---